

広島県訓令第七号

本 地 方 機 関 庁

職員の旅費の支給に関する規程等の一部を改正する等の訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

職員の旅費の支給に関する規程等の一部を改正する等の訓令

(職員の旅費の支給に関する規程の一部改正)

第一条 職員の旅費の支給に関する規程(昭和二十八年広島県訓令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに技術員の給与に関する規程(昭和三十三年  
 広島県議会事務局訓  
 広島県教育委員会  
 広島県警察本部

令第一号)第二条に規定する技術職給料表」を削る。

第六条第二項ただし書中「在勤庁を」を削る。

別表第一技術職給料表の欄を削る。

(広島県職員勤務評定実施規程の一部改正)

第二条 広島県職員勤務評定実施規程(昭和二十九年広島県訓令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「第四号」を「第三号」に、「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に改める。

別表第一1の項中「地域事務所」を「総務事務所、県税事務所、厚生環境事務所、農林水産事務所及び建設事務所」に改め、同表4の項を削る。

別表第二中	3	40	40	40	40	120
	4	40	40	40	40	120

別表第三中

3	40	40	40	120
---	----	----	----	-----

に改める。

地域事務所	局長	所長	本庁関係部長
	次長	局長	所長
	課長	次長	局長
	課員	課長	

を

総務事務所 県税事務所 厚生環境事務所 農林水産事務所 建設事務所	所長	本庁主管課長	本庁主管部長
	次長	所長	
	課長	次長	所長
	課員	課長	

に

改める。

別表第四中

地域事務所

課員

局長

を

「  
総務事務所  
県境事務所  
厚生環境事務所  
農林水産事務所  
建設事務所  
」

課員

所長

に改める。

別記様式第四号を削り、別記様式第五号を別記様式第四号とする。

(技術員等の勤務時間及び休暇等に関する訓令の廃止)

第三条 技術員等の勤務時間及び休暇等に関する訓令(昭和五十七年広島県訓令第十一号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。